

# 令和6年度 航路標識協力団体募集要項【第十一管区海上保安本部】

## 1 航路標識協力団体の募集について

海上保安庁では、灯台などの航路標識を地域のシンボルや観光資源として捉え、敷地の清掃や草刈、地域イベントの開催といった様々な活動を行っている方々を海上保安庁と連携して活動する【航路標識協力団体】に指定し、その活動を支援することで航路標識管理体制の充実を図るとともに地域の活性化に貢献しています。

募集は毎年1回行っており、本年の公募期間等は以下のとおりです。

## 2 公募期間

令和6年11月1日（金）から同年12月16日（月）まで

## 3 航路標識協力団体の活動

次の①から④のうち1つ以上の活動です。

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| ①工事又は維持        | ④知識の普及及び啓発                  |
| 灯台の塗装や清掃、点検など  | 灯台の一般公開、資料の展示、ツアー、ワークショップなど |
| ②情報又は資料収集及び提供  | ⑤①～④に附帯する収益活動               |
| 灯台に関する資料の収集など  | 入場料や参加費の徴収、記念品販売など          |
| ③調査研究          | ※①～④に必要な経費を賄う範囲に限る          |
| 灯台の歴史調査、構造調査など |                             |

## 4 申請資格

次の全てに該当する団体です。

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| ①代表者が定まっている               | ⑥宗教活動又は政治活動を目的としない  |
| ②規約又は準ずるものがある             | ⑦暴力団等の利益となる活動を行う者で  |
| ③適切な経理事務及び会計処理が<br>行われている | はない   |
| ④団体の構成員が5名以上いる            | ⑧直近1年間の税を滞納していない  |
| ⑤設立からおおむね5年を経過し<br>ている    | ⑨公序良俗に反する行為を行っていない<br>⑩協力団体としての活動以外では、航路標識協力団体と称して活動を行わない |

## 5 申請書類

申請には、指定を希望する航路標識や期間（最大5年間）、団体名等を記した申請書のほか、次の書類が必要です。

- ①規約や収支計算書、納税証明書など申請資格①～⑤及び⑧を証明する書類
- ②申請資格⑥～⑩に関する誓約書
- ③これまでの活動を記載した活動実績報告書
- ④協力団体として行う活動を記載した活動実施計画書
- ⑤灯台の一般公開、ワークショップ等の要領やマニュアル
- ⑥その他、海上保安庁が必要と認める書類

## 6 審査・指定

申請書類を審査し、申請資格や活動内容が適正であることが確認できれば航路標識協力団体に指定し、指定証を交付します。

航路標識協力団体の名称、住所等は、海上保安庁のホームページで公示します。

## 7 申請・問い合わせ先

申請先は、指定を希望する航路標識を管理する海上保安部です。

詳しくは、最寄りの管区海上保安本部又は海上保安部へお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

第十一管区海上保安本部交通企画課	電話 098-867-0118
那覇海上保安部交通課	電話 098-951-3855
中城海上保安部交通課	電話 098-921-1623
宮古島海上保安部交通課	電話 0980-72-0108
石垣海上保安部交通課	電話 0980-82-4842

## 8 その他

申請書の様式や審査基準、申請手続きに関する詳細を定めた「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」を海上保安庁のホームページで公開していますので、こちらもご覧ください。（「海上保安庁 航路標識協力団体 ガイドライン」で検索）